

聖カタリナ学園高等学校

いじめ・ハラスメント・体罰の防止のために [生徒向け]

いじめ・ハラスメント・体罰は、対象となった個人の尊厳や名誉を不当に傷つける社会的に許されない行為であり、人権を侵害する行為です。本校は、いじめ・ハラスメント・体罰に対し、断固たる態度でこれを防止するとともに、万一、それらが生じた場合は、適切に措置を講じ、真剣かつ誠実に対策に取り組めます。

いじめ・ハラスメントとは

いじめ・ハラスメントとは、勉学・課外活動などの関係において、優位な地位や力関係等を利用して行われる他の人を不快にさせる言動のことです。行為者本人が意図するしないにかかわらず、相手や周囲の人に不快な言動として受け止められ、相手方に苦痛や不快感を与え、個人の尊厳と環境を著しく損なうことをいいます。

[いじめ・ハラスメントの例]

- ・生徒が生徒に（例えば、上級生が下級生に、同級生が同級生になど）対して苦痛となる命令や指示等の嫌がらせとなる言動
- ・多数の者が少数者、または単一人に対して、多数による力を利用して行う苦痛や嫌がらせとなる言動
- ・教員から生徒に対して、また、生徒から教員に対して、脅威や屈辱感を与える言動

体罰とは

体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為であり、親や教員、部活動の指導者などが、子どもや生徒を指導する上で与える肉体的苦痛を伴う懲戒のことです。どの程度のことが体罰になるのかは、生徒の年齢や状況によって変わってくるので、体罰の定義を機械的に決めることはできませんが、社会において決して許されない行為です。

[体罰の例]

- ・身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る・蹴る等）
- ・被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間、保持させる等）

いじめ・ハラスメントを起こさせないために

私たちはお互いが対等なパートナーであることを認識し、常に相手の人格を尊重するとともに、相手の立場に立って考え行動することが人間関係にとって必要なルールです。相手を力関係で支配したり、心理的に圧迫したり身体的に傷つけるようなことは、絶対にしてはなりません。

たとえ行為者本人が意識していない場合でも、相手にとってはそれがいじめ・ハラスメントだと受け止められることがあります。社会的・文化的・宗教的な差異がある場合、育った環境・性別・年齢の違いがある場合等も含め、相手がそれを「望まない言動」だと受け取ったら、それがいじめ・ハラスメントになることに注意しましょう。

また、相手も自分も豊かな個性をもつ独立した対等の人格であることを常に意識し、固定的な観念をなくしていくことが、個人として尊重され、互いの信頼のもとに勉学や部活動に励み、充実した学校生活を送ることができる環境を作り出すことにつながるのです。

いじめ・ハラスメントを起こさせないためには、何よりも独りよがりの判断は避け、相手の立場に立つことが大切です。

いじめ・ハラスメント・体罰を受けたときの対応

いじめ・ハラスメント・体罰の被害にあった場合、あるいは身近でいじめ・ハラスメント・体罰が起きた場合は、被害の継続と拡大を防ぎ、早急に問題を解決することが必要です。そのためには以下のような対応が望まれます。

- ①自分が不快だと感じた場合には、もし、可能であるならば、その行為が不快である旨、すぐに止めてもらいたい旨をはっきり相手に伝えましょう。
- ②実際に身近でいじめ・ハラスメントを見聞きした場合には、勇気をもって注意しましょう。
- ③友人から相談を受けた場合は、被害の継続を差し止め、その拡大を防ぐために、被害を受けた人の立場に立って解決に向けて協力しましょう。
- ④相手の行為はあなたの責任ではありません。自分を責めたり一人で悩んだりせず、早めにクラス担任の先生やあなたが最も相談しやすいと思う先生、または相談窓口にご相談しましょう。

聖カタリナ学園高等学校 いじめ・ハラスメント・体罰・学校生活 相談窓口

聖カタリナ学園高等学校では、いじめ・ハラスメント・体罰の防止と排除、問題解決のために、また、学校生活上の悩みを解決するために、いじめ・ハラスメント・体罰・学校生活相談員を配置しています。

被害を受けた場合や学校生活に不安を感じた場合は、あなたが最も相談しやすいと思う先生、または下記の相談窓口に申し出てください。相談員との相談は対面・電話・メール・手紙等のいずれの方法でも可能です。

相談窓口においては、相談者の秘密を厳守しますので、あなたのプライバシーは守られます。また、相談窓口連絡をすることによってあなたが不利になることはありません。

いじめ・ハラスメント・体罰・学校生活 相談窓口

| | |
|-----|--|
| 学 校 | スクールカウンセラー：柳原先生 管理職：相原先生、大井先生 スポーツ進学コース主任：二宮先生 特進コース主任：松本孝先生 総合学科長：八木先生 看護科高校主任：中村勝先生 専攻科主任：武田先生 生徒課長：前田先生 養護教諭：西平先生 |
| 法 人 | 聖カタリナ学園法人本部事務局 相談窓口 庶務課 TEL 089-993-1300 |